

# 『沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例』の概要

**目的**  
(第1条) ・動物愛護に関する意識高揚  
・動物の虐待及び遺棄の防止  
・人の生命、財産等に対する侵害の防止  
・生活環境及び自然環境の保全

➡ **人と動物の共生する社会の実現**

**定義**  
(第2条)

**責 務**  
**県(第3条)**  
県民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるための施策を策定し、実施する

**県民(第4条)**  
動物の愛護及び管理についての理解を深め、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努める

**動物の所有者(第5条)**  
所有者は動物の終生飼養に努め、やむを得ない事情により困難となった場合には自らの責任で譲渡するように努める

**動物の愛護及び管理に関する施策**  
**普及啓発等(第6条)**  
県が行う普及啓発等について規定  
**返還及び譲渡の推進(第7条)**  
殺処分がなくなることを目指して、県で収容した動物の返還・譲渡等の推進  
**市町村等との連携(第8条)**  
市町村、動物愛護団体等との連携

**愛護動物の所有者又は占有者の遵守事項等(第9条)**

**所有者又は占有者を確知することができない猫への給餌等(第10条)**

**指導及び助言(第15条)**

**報告の徴収(第16条)**

**立入検査(第17条)**

**多頭飼養の届出(第11条・第12条)**

**特定動物の緊急時の措置等(第13条・第14条)**

**罰 則**

**過料(第24条)**

**罰金(第22条)**

**両罰規定(第23条)**

**動物愛護管理員(第18条)**

**市町村への協力(第19条)**

**市町村条例との関係(第20条)**

**委 任(第21条)**  
条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

**附 則**  
・令和7年7月1日から施行  
・条例の施行後3年を目途として見直す